

仮想通貨、ビットコインの恐怖！

弊社で20年近く開催している「全国リスクマネジメント研究会」で、先日、ビットコインについて研修しました。

その中で、「将来、銀行や証券会社、保険会社が、ビットコインに置き換えられ、なくなるではないか」という話がありました。

機能と安全性を知りたかったので、研修会のテーマにしたのですが、「両方、存在する」そうです。講師の方が、実際にご自身で運用したところ、「値上がりはしたが、換金できなくなった」のだそうです。しかし、講師の先生曰く、「全世界のパソコンを持っているユーザーが、ブロックチェーンを形成し、投資家になるので、リスクは少なくなるはずだ」ともいうのです。

最近、東京のヨドバシカメラが、ビットコインで、品物の販売を始めました。パソコンの操作で、顧客がビットコインを持っているか、金額はいくらかをヨドバシカメラが確認し、品物を渡す。そして、ビットコインの売買市場で、お金を回収するのだそうです。お金の動きがないので、仮想通貨というそうです。したがって、どこのスーパー、デパート、商店でも取り組めるし、パソコンやタブレット端末さえあれば取引できるため、銀行が必要なくなるのだそうです。

最近、銀行も仮想通貨への取り組みを始めました。まず、送金のコストが安いので、銀行自体が、

自分のコスト削減になる。また、銀行の預金、引出しと同じように使えるので、興味を持っているようです。これには、大手都銀だけではなく、地方銀行も参入してきました。

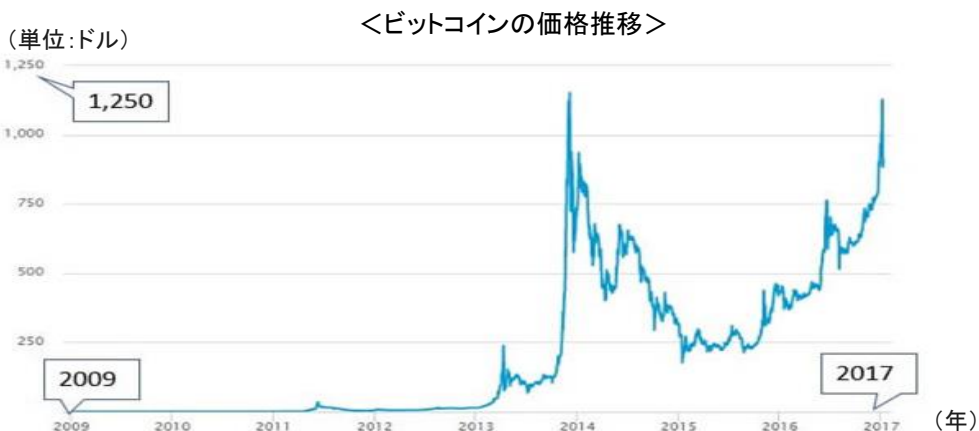
「主役が入れ替わる時代」です。自動運転ができれば、トラック、バス、タクシーの運転者が失業します。このビットコインでも、銀行、証券会社、保険会社などの金融だけではなく、流通、製造、公共、医療など、さまざまな分野で変革が起きそうです。

AIでもまた、多くの人材が要らなくなるようです。私の友人の税理士は、領収書を写真で取ること、仕訳が入力されるカメラを開発中です。そうすると、会計事務所の多くの職員が必要なくなるというのです。それで、彼は、新しい分野の開発で忙しくしていました。それに、AIが加わると、さらに、それが加速するのです。

以前、商業高校の創立記念で、講師を頼まれました。終了後の食事会で、理事長、事務長と話している時、こう言われました。「商業高校で、簿記を教えても、パソコンの導入で、簿記の必要がなくなったのです」。それに代わる職業として、何が多いのかと尋ねると、「介護、障害者施設、保育園などの職業」だということです。

これからどういう時代になるのでしょうか？

シニアリスクコンサルタント® 浦嶋繁樹



時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自ずと時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

旧経営陣に590億円賠償命令 オリンパス粉飾 相次ぐ高額賠償命令

オリンパスの粉飾決算事件にからみ、同社と株主の男性が旧経営陣16人に損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁は、元社長ら6人の賠償責任を認め、総額約590億円をオリンパスに支払うよう命じた。株主代表訴訟の判決が命じた賠償額としては過去2番目に高額とみられる。

賠償を命じられたのは、菊川元社長ら5人と、提訴後に亡くなった下山元社長の遺族。オリンパスは今回の訴訟のほか、元監査役5人にも賠償を求めて提訴。元監査役側が解決金計約3400万円を支払う内容で和解が成立している。

企業不祥事に対する社会の目が厳しくなる中、元役員が会社や株主から訴訟を起こされ、高額な賠償を命じられるケースは少なくない。株主代表訴訟が相次ぐようになったのは1990年代以降。93年の商法改正で提訴時の手数料が引き下げられ、巨額の賠償請求をしやすくなったためだ。実際に個人が全額を賠償するのは難しく、上級審で和解したり、賠償額が大幅に減らされたりすることも少なくない。ただ最高裁で巨額賠償が確定する事例もある。訴訟リスクに備え、会社役員賠償責任保険に加入する企業も増えている。

契約 消費者保護に軸足 民法120年ぶり大改正 低金利・ネット普及背景

民法が明治時代の制定以来、約120年ぶりに大改正される。債権関係規定(債権法)を見直すもので、背景にはインターネット取引の普及や長引く低金利など時代の変化がある。

改正の目玉の一つが、「法定利率」の引き下げだ。現在は年5%で固定されているが、低金利が続く実勢に合わせ、3%に引き下げた。さらに3年ごとに見直す変動制を導入する。

連帯保証人制度でも個人の保護に動いた。中小零細企業への融資で、リスクを十分に認識せずに個人で連帯保証人になったために自己破産に追い込まれる事例があったためだ。第三者が個人で連帯保証人になる場合には、公証人による自発的な意思の確認を必要とし、歯止めとする。

企業にとっては、これまで民法に規定がなかった「約款」に関するルールが新たに明記されたことで契約内容の再確認や見直しを迫られそうだ。今回の改正で、利用者の利益を一方向的に害する約款の条項は無効となる。

法務人材 VB飛躍の支え 能力発揮の場 法曹界も関心

ベンチャー企業(VB)が弁護士など法務人材を拡充している。フィンテックや人工知能(AI)、ドローン、ビッグデータなど成長が期待される分野では、法規制をクリアしなければ事業自体が成立せず、専門家への相談ニーズが高まっている。海外でのブランド保護やM&A(合併・買収)でも法律の知識は不可欠。法務人材は飛躍をめざす起業家にとってなくてはならぬ助っ人だ。

スマートフォンで簡単にできる個人間無料送金アプリが登場した。米国では2016年で約3兆円とされる個人間送金市場だが、国内では銀行法や資金決済法などに抵触しない仕組みをつくる必要があった。開発したフィンテックVBの「キャッシュ」を法律面で支えたのが顧問弁護士だ。

16年2月にネットを活用した遠隔診療サービスを始めた「メドレー」。開始から1年強で提携する医療機関は300を超えた。普及を支えたのは法務統括責任者の弁護士だ。外資系法律事務所から16年にメドレーに転じ、医師法や医療法などに照らし、約1カ月間で医療機関向けのサービス利用規約をつかった。

本コーナーは、(株)日本アルマック/日本リスクマネジメント・プロフェッショナル協会共催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したもので、日経新聞の記事によるものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

<発行>

日本リスクマネジメント・プロフェッショナル協会
〒101-0038
東京都千代田区神田美倉町10 喜助新神田ビル2F 27号
(株)日本アルマック内
TEL:03-5297-1242 FAX:03-5297-1244
URL: <http://www.almac.co.jp>

<製作>

株式会社日本アルマック
〒101-0038
東京都千代田区神田美倉町10 喜助新神田ビル2F 27号
TEL:03-5297-1241 FAX:03-5297-1244
URL: <http://www.almac.co.jp>
※ご意見・ご要望は上記までお寄せください。